

令和7年度 佐伯市指定ごみ袋への広告掲載・広告主募集要領

佐伯市のごみ処理にかかる費用は、年間約10億円以上となっており、自主財源を確保するため、令和2年度から指定ごみ袋の広告掲載希望者を募集しています。

今回、広告主を募集するのは『燃えるごみ用袋』です。

『燃えるごみ用袋』は、市内の多くの世帯で消費されている宣伝効果の高い広告です。この機会に、是非有料広告を御利用ください。

広告掲載を希望される場合は、以下の要件等を確認の上、お申し込みください。

第1 広告の規格等

1 広告媒体 佐伯市指定ごみ袋『燃えるごみ用袋』の本体と外装袋

2 広告枠の規格等

広告枠の大きさ	掲載場所	募集 枠数	掲載料(1枠あたり)
縦150mm程度× 横200mm程度	『燃えるごみ用袋』の 表面上段及び外装袋	4枠	最低価格 100,000円 消費税及び地方消費税を含む。

(1) 広告枠について

- ※ 袋本体の印刷色は、黄色地に黒1色となります。
- ※ 外装袋の印刷色は、白地に黒となります。(デザインは本体と同様で縮小表示。)
- ※ 店舗の名称、ロゴマーク、連絡先、コメント等の掲載が可能です。
- ※ 広告掲載枠の中に「広告」又は「広告欄」の表示をしてください。

(2) 広告の予定数量

『燃えるごみ用袋』の製作予定枚数 **1,200,000枚**
(概ね、半年間消費される枚数)

(3) 掲載時期(出荷時期)

広告掲載期間は、前年度製作したごみ袋の在庫が無くなり次第販売開始となるため、概ね令和8年10月頃から販売開始となります。

※ 広告掲載期間は、製作したごみ袋の使用が完了するまでです。なお、指定ごみ袋の販売頻度(流通数)は、販売店ごとに異なります。

(4) 申込資格等

法人企業又は個人で次の各号のいずれも満たしていること。

ア 市区町村税の滞納がないこと

イ 本市から指名停止を受けていないこと

第2 広告掲載までの手順

1 募集期間 令和7年10月27日(月)から令和7年11月14日(金)17時まで

※締切日の17時までに必着

2 申込みの手続き等

(1) 申込み時の提出書類

次の書類を郵送又はEメールにより清掃課に提出してください。

ア 広告掲載等利用申請書(様式第1号)

※ 市のホームページからダウンロードできます。

※ くじ番号3桁の数字(000を除く)を必ずご記入ください。

イ 掲載しようとする広告の原稿案

※ 郵送:紙又はデータCD(PDF等)、Eメール:データ(PDF等)

ウ 会社案内等業務内容が分かる書類

※佐伯市の競争入札参加資格を有する者については提出不要(提出日現在)

(2) 掲載できない広告

佐伯市広告料収入事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第5条別表に掲げるもののほか、次に該当する場合は、広告を掲載することができません。

ア 人材募集広告、イベント広告など期限があるもの

イ 誇大な表現や射幸心を著しくあおる表現など消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

例:「世界一」、「一番安い」、「今が、最後のチャンス(今でないと次はないという意味)など

3 広告の審査、決定等

(1) 書類審査

実施要綱に基づき提出書類を審査し、広告掲載の可否を決定します。

(2) 多数の申込みがあった場合

申込者多数の場合は、金額順により決定(同額の場合はくじ抽選)します。

また、広告枠の位置の割り振りも、同様に、金額順により決定(同額の場合はくじ抽選)します。

(3) 利用の決定又は却下の通知

広告掲載の可否を決定した後、申込者には通知書(様式2号)を送付します。

※ 利用決定を受けた場合は、次項(4)の提出書類を10日以内に提出してください。また、市と掲載内容の確認等の打ち合わせが必要になります。

(4)利用決定後の提出書類

利用決定通知後10日以内に次の書類を提出してください。書類が揃わない場合は、利用決定を取り消し、次の権利者を繰り上げ決定します。

ア 市税の直近の完納証明書(「滞納のない証明書」)

イ 法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)(個人事業主の場合は開業届出済証明書控えの写し)

※佐伯市の競争入札参加資格を有する者については提出不要(提出日現在)

4 広告掲載料の支払い

広告掲載の決定にあわせ、市から「納入通知書」を郵送します。

「納入通知書」により、納期限までに指定の金融機関へ納めてください。

5 その他の注意事項

(1) 市は、広告の内容や広告掲載に関する全ての事項についての責任は一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。

(2) 次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納付した広告掲載料は返還いたしません。

ア 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。

イ 期日までに必要書類が揃わないとき。

ウ 掲載料が指定する期日までに納入されないとき。

エ 広告主が、広告掲載の決定後実施要綱の規定に反する業種や事業者となったとき。

(3) 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることとはできません。

【申込み・問い合わせ先】

〒876-0821

佐伯市東浜1番38号(エコセンター番匠)

佐伯市 市民生活部 清掃課 庶務係

電話:0972-22-3984

FAX:0972-23-3640

Eメール:seisouka@city.saiki.lg.jp